

知立市図書館及び知立市歴史民俗資料館
ネーミングライツパートナー募集要項

知立市図書館及び知立市歴史民俗資料館 ネーミングライツパートナー募集要項

1. 目的

知立市では、行財政改革の取組の一つとして「経営資源の活用」及び「民間との連携強化」の視点から、民間資金を活用して公共施設の持続可能性な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供するため、市が所有する施設に愛称（企業名・商品名）を付けることのできる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得するネーミングライツパートナーを募集します。

なお、この募集要項に定めるもののほか、本市におけるネーミングライツ付与については、知立市ネーミングライツ導入ガイドライン（令和3年3月改定）に定めるとおりとします。

2. 募集概要

(1) 対象施設、契約期間及びネーミングライツ料

施設名〔所在地〕	契約期間 ※1	ネーミングライツ料 ※2
知立市図書館 ※3 〔知立市南新地二丁目3-3〕	契約締結後、 5年以上10年以内	年額 1,000 千円以上
知立市歴史民俗資料館 ※3 〔知立市南新地二丁目3-3〕		

※1 契約締結後においては、愛称の使用開始日前であっても、正式な愛称使用開始日を示したうえでネーミングライツパートナーが作成するパンフレット等において広報することは可能とします。

（例：知立市図書館・歴史民俗資料館（令和4年11月1日から愛称 ○○知立図書館等）

※2 ネーミングライツ料のほか消費税及び地方消費税が別途必要です。

※3 知立市図書館及び知立市歴史民俗資料館は、複合施設のため、単体あるいは一体での応募を選択できるものとします。（ネーミングライツ料は、単体、一体のいずれであっても年額 1,000 千円以上となります。）

(2) ネーミングライツ導入に伴う費用負担

ネーミングライツ料のほか、愛称変更に伴い生じる各経費の費用負担は、次のとおりとします。

区分	市	パートナー
敷地内外の看板等の表示変更及び新規設置 ※1 （施設看板、道路標識、バス停の案内等）		○
契約期間終了後の原状回復		○

パンフレット、封筒等の市の印刷物や市のホームページの表示変更 ※2	○	
-----------------------------------	---	--

※1 市や関係機関と協議のうえ、可能な範囲で行うことができます。なお、看板等の表示変更及び新規設置に当たっては、愛知県屋外広告物条例等の関係法令を順守のうえ、ネーミングライツパートナーにおいて必要な事務手続きを行ってください。

※2 文化課が発行するパンフレット等については、愛称使用開始日以降の増刷分から変更します。文化課以外の課が発行するパンフレット等は、更新時期に合わせて随時変更します。

3. 愛称について

(1) 愛称付与の条件

- ① 分かりやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。
- ② 当該施設をイメージできる愛称とします。
- ③ 下記の各施設固有の条件を満たす愛称とします。※1

施設名	条件
知立市図書館	・「知立図書館」の字句を含んだ愛称とすること。 (例：○○○知立図書館、知立図書館△△△)
知立市歴史民俗資料館	・「知立歴史民俗資料館」の字句を含んだうえで、文化の薫りを感じることでできる愛称であること。

※1 例のように正式な施設名をカッコ書きとすることにより、上記の条件を満たさないことも可とします。この場合、市民への十分な周知が図られたと判断された時点で、協議のうえ削除することは可とします。

例：△△△△（知立市図書館・知立市歴史民俗資料館）

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性又は宗教性があるもの
- ⑤ 社会問題についての主義主張
- ⑥ 個人の名刺広告
- ⑦ 美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑧ 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ⑨ 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- ⑩ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ⑪ 「株式会社」や「有限会社」等の併記
- ⑫ その他市長が不適當であると認めるもの

(3) 愛称の変更

利用者や市民の混乱を避けるため、契約期間内での愛称の変更はできません。

(4) その他

愛称が定着するまで、条例上の名称を併記する場合があります。

4. 応募資格

応募資格を有する者は、法人その他の団体、それらにより構成されたグループ又は個人（以下、「法人等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しない法人等に限り、

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定に該当する法人等
- ②応募時点で、知立市工事等請負契約に係る指名停止等の措置内規に基づく指名停止を受けている法人等
- ③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は校正の手続き中の法人等
- ④法令等に違反する事業若しくは行為を行う法人等又はそのおそれがある法人等
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）による規制を受ける事業を行う法人等
- ⑥貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に関する事業を行う法人等
- ⑦暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある法人等
- ⑧国税、県税、知立市税及び知立市の徴収金を滞納している法人等
- ⑨その他市長が適当でないと認める法人等

5. 応募方法について

(1) 応募期間

随時（毎月末締切）

※持参の場合の受付時間は、休館日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとします。

また、郵送の場合は、毎月の最終開館日の午後 5 時 00 分必着とします。

※申込みがあった場合は、募集を終了（申込みがあった月の末）します。その後、審査の結果又は契約締結に至らなかった等の理由により募集を再開する場合があります。

(2) 提出書類

- ①申込書（様式第 1 号）
- ②定款、規約又はこれに類する書類及び登記事項証明書
- ③直近 3 か年分の決算報告書
- ④国税及び県税の未納がないことの証明
- ⑤役員氏名等届出書（様式第 2 号）

※グループ応募の場合は、構成するすべての法人その他団体について、②から⑤までの書類を提出してください。

(3)提出先

【知立市図書館について】

教育部 文化課 図書係（知立市図書館内）

〒472-0053 愛知県知立市南新地二丁目3番地3

【知立市歴史民俗資料館について】

教育部 文化課 文化振興係（知立市図書館内）

〒472-0053 愛知県知立市南新地二丁目3番地3

※施設一体（図書館及び歴史民俗資料館）を希望される場合は、上記提出先のどちらかへご提出ください。

(4)質問受付等

応募に関しての質問受付等は、次のとおりです。なお、口頭での質問は受けません。

①受付期間

随時

②質問方法

質問書（様式第3号）に記入のうえ、持参、FAX 又は E メールで各施設の該当する持参先までご提出ください。また、未到達を防ぐため、送信後に電話連絡をお願いします。

【知立市図書館に関すること】

持 参 先：教育部 文化課 図書係

（受付時間は、休館日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

電 話：0566-83-1131

F A X：0566-83-6675

Eメール：library@city.chiryu.lg.jp

【知立市歴史民俗資料館に関すること】

持 参 先：教育部 文化課 文化振興係

（受付時間は、休館日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

電 話：0566-83-1133

F A X：0566-83-6675

Eメール：siryokan@city.chiryu.lg.jp

③回答方法

質問に対する回答は、随時、質問者名を伏せたうえで、市ホームページに掲載します。

(5)費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(6)応募がなかった場合の取扱い

募集開始から相当の期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集を取り止めます。

6. 選定方法

毎月末に当月分を締切り、申込みがあった場合は、次のとおり選定を進めます。

(1)関係者等からの意見聴取

主に次の項目について、必要に応じて関係者等から意見聴取を行います。ここで得られた意見は、広告審査会で報告されます。

- ①愛称案
- ②地域貢献活動の内容

(2)広告審査会の開催

広告審査会を開催し、(3)の審査項目に沿って総合的に審査し、順位を決定します。第1順位の候補者には優先交渉権を付与します。(別紙選定方法参照)

応募者が1者の場合も、広告審査会において総合的に審査することとします。

市は、審査に当たっては、必要に応じて関係者等の出席を求めることができることとします。

(3)審査項目、審査のポイント及び配点

No	審査事項	審査ポイント	配点
1	愛称案	・市民に分かりやすく、呼びやすいか	20点
2	契約期間	・契約期間の長短	20点
3	提案金額(年額)	・条件額以上か、金額の多寡	50点
4	地域貢献	・地域貢献の活動実績又は計画	5点
5	地域要件	・市内に本社、支店又は営業所等を有するか	5点
合計			100点

※全委員の得点を審査項目ごとに平均し、それぞれの平均得点が配点の6割に満たない団体は失格とします。(地域要件は除く)

(4)選定結果の通知

候補者選定後速やかに、応募者全員に選定結果を通知します。(様式第4号、第5号、第6号)

7. ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1)ネーミングライツパートナーの決定と契約締結

広告審査会の結果を基に、優先交渉権者と細部について協議し、合意に至った後、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、決定通知書(様式第7号)により通知するとともに、契約を締結します。ただし、市が合意の可能性がないと判断した場合には、協議を打ち切り、次点以下の交渉順位に沿って契約締結に向けた協議を行います。

なお、契約を締結したネーミングライツパートナーとは、次期の契約において優先的に交渉することができます。その際には、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めます。

(2)ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーが決定したときは、ネーミングライツパートナー名、施設等の愛称、ネーミングライツ料、愛称使用期間等を市のホームページや報道機関へ情報提供することにより広く公表します。また、すべての応募者の名称等を公表する場合があります。

8. ネーミングライツパートナーに対する特典

- ①愛称の普及のため、市は積極的に愛称を使用するとともに、関係団体等へ周知します。ただし、催事において、主催者の都合により愛称の使用が不可の場合は、正式名称を使用するか、又は正式名称を併記します。
- ②ネーミングライツパートナーのホームページ等でネーミングライツパートナーであることを広報することができます。
- ③上記の他に提案があるときには、別途協議により決定します。

9. ネーミングライツ料の支払い

契約初年度については、市が指定する期日までに支払うものとし、2年目以降については、毎年度4月末日までに当該年度分を支払うものとします。ただし、1年に満たない期間については、月割りとし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。(一括払いとし、分割して支払うことはできません。)

10. 契約の解除

ネーミングライツパートナーを決定した後、ネーミングライツパートナーが応募資格要件を欠くこととなった場合や社会的信用を損なう行為等により市や当該施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は決定の取消し又は契約の解除をすることができるものとします。

この場合、原状回復に必要な経費は、ネーミングライツパートナーの負担とします。また、契約を解除した場合、ネーミングライツパートナーが市に対し既に納入したネーミングライツ料は返還しないものとします。

11. リスク負担

- ①ネーミングライツパートナーが新規に設置した看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。
- ②その他、定めがないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

12. 問合せ先

(1)知立市図書館の施設及び募集要項に関する問合せ

担当部署：教育部 文化課 図書係

電話：0566-83-1131

F A X：0566-83-6675

Eメール：library@city.chiryu.lg.jp

(2)知立市歴史民俗資料館の施設及び募集要項に関する問合せ

担当部署：教育部 文化課 文化振興係

電話：0566-83-1133

F A X：0566-83-6675

Eメール：siryokan@city.chiryu.lg.jp

(3)ネーミングライツの制度一般に関する問合せ

担当部署：企画部 企画政策課 地方創生 SDGs 係

電話：0566-95-0114

F A X：0566-83-1141

Eメール：kikaku-seisaku@city.chiryu.lg.jp

各施設固有の特記事項

【知立市図書館】

(1) 施設概要等

所在地	知立市南新地二丁目3番地3
延床面積	2,477.43 m ²
建築面積	1,399.65 m ²
構造	鉄筋コンクリート造2階建一部塔屋
主な施設	一般開架閲覧室、児童開架閲覧室、展示コーナー、閉架書庫、特別閲覧室、参考資料室、視聴覚室、特別資料室、飲食コーナー、駐車場（84台、ただし歴史民俗資料館と共有）
年間来館者数	180,490人（令和3年度） 122,254人（令和2年度）
年間貸出冊数	292,243点（令和2年度） 381,480点（令和元年度）
図書館だより配布数	約115,000件（令和2年度）

(2) ネーミングライツ料

- ・年額1,000千円以上であること。

(3) 命名条件

- ・「知立図書館」の字句を含んだ愛称とすること。

（例：○○○知立図書館、知立図書館△△△）

※愛称の使用は知立市図書館及び知立市歴史民俗資料館ネーミングライツパートナー募集要項「2. 募集概要」で示したもののほか、図書館だより、貸出票、図書館で開催されるイベントのポスター・チラシ等変更が容易なものに限られます。

【知立市歴史民俗資料館】

(1) 施設概要等

所在地	知立市南新地二丁目3番地3
延床面積	1,140.48 m ²
建築面積	658.11 m ²
構造	鉄筋コンクリート造2階建
主な施設	展示室、収蔵庫A・B、特別収蔵庫、整理作業室、燻蒸室 駐車場（84台、ただし図書館と共有）
年間来館者数	21,429人（令和3年度） 13,810人（令和2年度） 22,104人（令和元年度）

(2) ネーミングライツ料

- ・年額1,000千円以上であること。

(3) 命名条件

- ・「知立歴史民俗資料館」を含んだうえで、文化の薫りを感じることのできる愛称であること。